

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国税庁長官官房企画課長
田島 伸二

**マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録
の促進等について（協力依頼）**

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、「令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。」こととされており、政府全体として、普及拡大に向け、積極的に取組を進めているところです。

マイナンバーカードは、本人確認書類としての身分証明書利用や健康保険証としての利用のほか、公金受取口座としての登録が開始され、さらにメリットが拡大されました。

以上を踏まえ、今般、デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム、総務省自治行政局住民制度課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課からマイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組に関する好事例の情報提供について協力依頼があったところ、マイナンバーカードの普及により e-Tax の利用が促進され、納税者の利便性向上につながると考えられることから、国税庁においても積極的に取り組むことが必要と考えております。

つきましては、貴会の会員等に対して、別紙「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けについて」を活用するなどして、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、マイナンバーカードの更なる普及促進の参考とするため、各単位会及び会員におけるマイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組について、各局署の担当者から確認があった際には、積極的に情報提供いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

令和 4 年〇月〇日

間税会 各位

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公

マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録 の促進等の呼び掛けについて

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

間税会では、これまでもマイナンバーカードの取得促進の呼び掛けについてお願いしていたところですが、改めて、国税庁からマイナンバーカードの積極的な取得と利活用、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けの依頼がありました。

マイナンバーカードは、本人確認書類としての身分証明書利用や健康保険証としての利用のほか、公金受取口座としての登録が開始され、さらにメリットが拡大されました。

つきましては、下記のとおり、会員に対して、マイナンバーカードのメリットを周知いただくとともに、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードのメリット拡大

(1) マイナポイント第2弾が開始しています

マイナポイント第2弾では、次のとおり最大 20,000 円相当のマイナポイントが付与されます。

ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大 5,000 円相当のポイント^{※1,2}

イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500 円相当のポイント

ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500 円相当のポイント

アは令和4年1月1日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和4年6月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第2弾については、令和4年9月末までにマイナ

ンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP^{※3}をご覧ください。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 「マイナポイント事業」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



(2) 公金受取口座登録制度が始まりました

公金受取口座登録制度^{※4}は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより、年金、児童手当など、今後の給付金等の申請の際に口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金等を迅速に受け取ることができます。

公金受取口座については、令和4年3月28日からマイナポータルで登録^{※5}ができるようになりました。

※4 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP 「公金受取口座登録制度」

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)



※5 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請等が必要となります。

【よくあるご質問】

Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/)

Q2 公金受取口座の登録について

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/)

Q3 所得税の確定申告手続きにおける登録について

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/)



(3) 健康保険証として使えます

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※6}で公開しております。

※6 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



(4) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます

マイナポータル^{※7}で自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※8}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※7 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」

(https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

※8 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



(5) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】

デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>)

【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（apple.com）

(<https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264>)

Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.digital.vrs.vpa>)



2 広報素材を活用した周知・広報

デジタル庁等が作成する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>)に掲載しておりますので、貴社のイントラネット等に上記 URL を掲載するなどして、マイナンバーカードの取得方法や利活用方法、安全性、健康保険証の利用申込や公金受取口座の登録などについて、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、マイナンバーカード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのマイナンバーカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。



【広報素材】

○リーフレット

・つくってみよう！マイナンバーカード

- ・持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・公金受取口座登録制度ってなんだろう？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ

- ・こ～んなに便利！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！
- ・マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます
- ・マイナポイント申込の際の注意点

○説明動画（デジタル庁 HP マイナンバー公式 YouTube 動画チャンネル）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

3 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

マイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組を実施された場合には、積極的に情報提供いただくよう、お願い申し上げます。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。

マイナンバーカードの取得促進に向けた 取組事例集

業界団体・個社等における取組事例

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 自治体との連携 | … p 1 |
| 2. 広報誌・機関誌等による周知 | … p 2 |
| 3. 独自の取組 | … p 3 |
| 4. 時期を踏まえた広報の取組 | … p 4 |

令和4年5月 デジタル庁



1. 自治体との連携

【主な取組】

- マイナンバーカードの理解促進及び出張申請サービスの活用、マイナンバーカード交付申請窓口等の設置

→【期待される効果】

自治体と連携し、出張申請サービス等の取得に直結する効果的な取組を実施することにより、取得率の向上が期待できる。

< 具体例：国税庁（広島国税局府中税務署及び府中法人会） >

1.概要

法人会、税務署及び当署管内の市町村との連携による企業向け出張申請を実施。

2.詳細

2市1町が、法人会会員に向けて出張申請の案内文を法人会に送付し、法人会の各支部研修会等において会員企業にマイナンバーカードのメリット、2市1町の交付状況、出張申請等について税務署長が説明を行いマイナンバーカードの取得を促した。また、市町村が会員企業の従業員を対象とした出張申請を実施し、その中では外国人技能実習生の出張申請も行われた。

3.効果

本取組により、半年間（令和3年7月～令和4年2月）で14回の出張申請を実施し、153件の申請があった。また、市外在住者13名に申請支援を実施した。

< 具体例：国税庁（大森青色申告会） >

1.概要

青色申告会が開催する記帳相談会において、青申会と大田区のマイナンバーカードセンターが連携し出張申請を行った。

2.詳細

本取組みは、申請用の写真の無料撮影から申請書の提出までを会場で行えるという利便性により会員から好評であり、一昨年から継続して実施されている。本年は出張申請受付にマイナンバーカードの健康保険証の利用に係るリーフレットを配備し、新しい機能の紹介も併せて行った。

3.効果

本取組により、開催期間中37件の申請があった。

2. 広報誌・ウェブサイト掲載等による周知

【主な取組】

- 広報誌・機関誌等において、マイナンバーカードの利便性等に関する記事を掲載し、取得促進の呼び掛けを実施

→【期待される効果】

広報誌・機関誌等に掲載することにより、会員に対して確実にマイナンバーカードの利便性等を周知ことができ、取得の機運が高まるとともに、会員の理解促進に資する。

<具体例：農林水産省>

1.概要

月刊誌にマイナンバーカードの利便性等に関する記事を掲載することにより、マイナンバーカードの取得について呼び掛けを行った。

2.詳細

第3回業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）において、マイナンバーカードの取得率が低かった「木材・木製品製造業(家具を除く)」及び「漁業(水産養殖業を除く)」の関係者へ普及活動の一環として、木材関係では全国木材組合連合会のホームページにマイナンバーカードの積極的な取得について情報を掲載して周知するとともに、林野庁の情報誌にマイナンバーカードのメリットについて掲載した。漁業関係では、全国海水養魚協会の業界紙にマイナンバーカードのメリットについて掲載した。

3.効果

記事掲載により、会員の認知度向上に寄与した。

林野庁の情報誌（記事抜粋）

林野・木材産業関連事業者の皆様へ

【令和3年12月号】

マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類となるなど、様々なメリットがあり、林業・木材産業関連事業者の皆様にとってもメリットがあるものです。

- 1 公的な本人確認書類（身分証明書）です！**
マイナンバーカードは、顔写真入りで一番信頼のける本人確認書類になります。また、無料で作成することができ、本人確認書類として持たずマイナンバーカードがオススメです！
- 2 健康保険証として利用できるようになります！**
マイナンバーカードは、一部の医療機関では健康保険証として利用できます。また、今後、運転免許証など一体化することも検討されています。
- 3 近所のコンビニで住民票の写しなどが取得できます！**
マイナンバーカードがあれば、お近くのコンビニで取得することができます。また、6:30～23:00まで対応しており、休日でも取得が可能です。
- 4 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の本人確認として活用できます！**
農林水産省の行政手続をオンラインで申請できる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用登録時に、本人確認が必要ですが、マイナンバーカードを使ったオンラインでの本人確認ができます。

さらに詳しく知りたい方は
農林水産省大臣官邸デジタル戦略グループ
☎電話：03-6744-2078 へ

「林野」は林野庁の中で最も身近な雑誌です。詳しくは
情報誌「林野」をご覧ください。

3. 独自の取組

【主な取組】

- 公的個人認証サービスやグループ会社のサービスを活用したマイナンバーカードの利活用による取得促進
- マイナンバーカードの社員証・出退勤管理等としての活用

→ 【期待される効果】

個社独自の取組として、マイナンバーカードの利用機会を増やすことにより、取得促進につながる。

<具体例：金融庁所管業種>

1.概要

グループ会社のサービスを利用した取得促進。

2.詳細

マイナポイントに申込みができるグループ会社の決済サービスの利用促進を兼ねて、従業員向けにマイナンバーカードの取得および決済サービスの登録・利用を行うことでポイントを付与するINNERキャンペーンを実施。

3.効果

・グループ会社の決済サービスにおけるマイナポイント付与と併せ、自社が追加的なメリットを提供することで、マイナンバーカードの取得促進につながった。

<具体例：企業等>

1.概要

企業内の社員証などの独自利用

2.詳細

マイナンバーカードを、例えば社員証、出退勤管理、PCログイン認証等、社内で活用している事例がある。

3.効果

マイナンバーカードの利活用シーンが拡大し、社員証等としてマイナンバーカードを用いる事業者が増加した。

4. 時期を踏まえた広報の取組

【主な取組】

●時期を踏まえた、マイナンバーカードの利点紹介

→【期待される効果】

従業員に対し、実際に取得した後の利用場面を踏まえた周知を行うことで、マイナンバーカードの機能認知度の向上が図られる。

<具体例：金融庁所管業種（なお、以下は複数事業者の事例をまとめている）>

1.概要

- ・年末調整や確定申告の時期に合わせた取得促進

2.詳細

- ・マイナンバーカード利用のメリットについて、健康保険組合と連携してパンフレットを全店に配布。扶養者追加のため家族の個人番号も必要となる年末調整の時期に配布することにより、マイナンバーカードの早期取得を促した。
- ・新型コロナウイルス感染症防止のため、確定申告を電子申告で実施するよう役職員に周知徹底した際、マイナンバーカード取得によるマイナポータル連携に関する業務連絡をイントラネットを利用し展開。

3.効果

- ・取得後の利用場面を踏まえた周知を行うことにより、マイナンバーカードの機能認知の向上につながった。